

も く じ

創造と享受と……………團伊玖磨……………4

アメリカの博物館に思う……………吉川英史……………5

文化財をまもる技術者たち……………日名子元雄……………6

人間広場……………永曾信夫……………7

——レクリングハウゼンの印象——

文化財保護行政の草分け(二)……………小川修三……………8

地方の文化活動

参加する文化活動……………12

——第1回大分県高等学校中央文化祭——

出版物による日本紹介に携って……………栗野 豊……………14

——出版物輸出の経過と現状——

転機を迎えた国際文化情勢……………渡辺通弘……………16

——第19回ユネスコ総会に出席して——

米国新著作権法の成立……………大山幸房……………17

文化庁ニュース

「新漢字表試案」を報告—第12期国語審議会……………18

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の  
選択について……………21

“文化法人、及び国立劇場に対する  
相続財産の贈与、非課税へ……………21

(財)文楽協会、(財)札幌交響楽団、  
「試験研究法人」になる……………22

昭和52年度予算閣議決定 文化庁は17%アップの  
278億6,473万2千円……………22

高校演劇祭に3千万円……………22

新法人紹介……………22

国立国際美術館(仮称)早期開館の要望書……………22

「文化庁」の表札、書きかえ……………22

我が町、我が村の文化行政

角館町の伝統的建造物群保存地区 秋田県角館町……………23

国立劇場ニュース……………24

博物館・美術館ニュース……………25

海外文化ニュース

文化庁予算は全体の0.56% フランスの文化政策……………26

文化庁の国際交流関係予算は7億1,344万6千円……………26

アメリカ合衆国における神道美術展終わる……………27

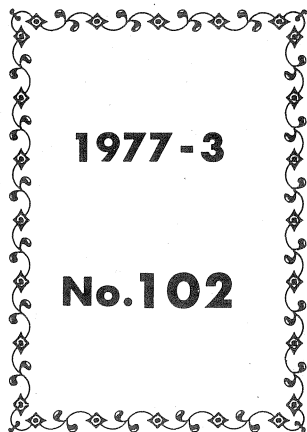
文化財保護法教室(9)

建造物の保存と管理……………28

文化庁月報昭和51年度総目次……………30

文化庁日誌……………34

出版ニュース……………36



表紙 能装束

説明は36ページ参照

題字デザイン・桑山弥三郎

# 文化財をまもる技術者たち



日名子 元雄

(勸文化財建造物保存技術協会常務理事)

昭和五十年改正された文化財保護法の、改正要点のひとつとして、新たに文化財保存技術の保護という項目がある。私も文化財建造物保存修理事業に挺身しているものにとっては、まことに有がたいことであった。

明治三十年以来、文化財関係法は、いづれも文化財そのものの保護に重点がおかれ、文化財保存手段のひとつである保存技術そのものは、法文上では潜在的にかくれてしまい、副次的にしか扱われてなかったが、この改正によって、はじめて陽の当たる地位を与えられた。

建造物の場合、その保存のためには、ある周期をもった修理のくりかえしが必要となる。そこで保存技術といえ、ここではほぼ修理技術といっても差支えない。ところが修理技術といっても人間の行う行為の体系であって、人間をぬきにしては考えられない。

保護法で文化財と呼ばれるものは、一部天然記念物などを除けば、いづれも人間の文化的所産であるとされ、従

って文化財の創造とそれをまもり伝えることも、すべて人間の行為の成果である。ところが、国宝、重要文化財建造物を創りあげた技術者については、ほとんど語られたものがない。たまに棟札などに工匠の名が記されていても、その工匠の技能と苦勞については全く不明である。このことは、過去において、工匠の社会的地位が低かったこと、また工匠自身の自己謙虚さが強かったことなどが考えられるが、いづれにしても、工匠自体の人間像とその技術の実態は、完成された建物のなかに内包されていて、自らを語ろうとしない。

ましてこれら建造物をまもってきた修理技術や、それをとりまく人間像は、さらに不明である。

もつとも、文化財修理技術というのが、はつきりした目的意識をもつて発展、展開してきたのは、明治三十年古社寺保存法成立以降の修理事業のなからである。それもその初期においては、まだ明確なものはなく、昭和十年以降、建造物修理工事報告書が計

画的に刊行されるに従って、大きく前進した。

今日において報告書の数は七〇〇冊を越え、建造物修理事業の貴重な資料となっているが、しかしなお不満がないわけではない。

はじめにも記したように、修理技術はもちろん人の行う行為に属する。それもひとりひとりの個人的人間の営みの総合である。しかし従来の報告書からは、これら生きた技術者群の表情は、読みとることができない。修理に携った人たちの技術上の苦勞の喜びや悩み、成功や失敗の体験、又は建物修理のおかれた地理的、気候的または社会的条件、修理をとりまく、工人を含めた複雑な周辺の人間関係の動き、これらについては、報告書は何も語らない。

ここで私は、これらのことが、全て工事報告書に盛り込まなければならぬ、と言いつもりはない。しかし修理を行う人間の営みが、もう少しは報告書のなかに、表現されてもよいのではないかと思う。

例えて言えば、雪深い山奥の古寺とか、日本海の寒風にさらされた社とかの修理の営みの表現、そこで働く人びとの姿を、写真などでの確にとらえることができなにか。また建物解体から組立てに至る道程の、思考過程の苦勞を、率直に語ってもらえないだろうか。もちろん報告書を作成するのは、実は私たちであるから、以上のことはむしろ自戒のことばとでもいえよう。

最近「重要文化財民家修理の記録、職人とともに」と題する書が、一出版社から刊行された。これはある民家修理の実態を、一女性作家が自ら工事現場の渦中にとびこんで観察し、修理のなかの人間像を刻明に記録したものである。修理技術の複雑な過程とともに、そのなかの人間の喜びや苦しみを描いた珍しい記録文学であり、今日の修理事業の一側面を伝えるものとして、注目される。

また、ひとつの題目について、その技術的な内面と、それを営む人間の行為とを、併せ表現する手段として、今日われわれは、映画、テレビを持って、いる。巨大な土木建設事業などには、早くからそのような記録作品が作られている。文化財建造物修理に関しても、これまで二、三の記録映画が作られたが、散発的に終わっている。過去において我が国では、絵巻という形式のなかで、社寺建立の工匠たちの作業の状況が描かれているものが少なくないが、これらは技術の内面的的確な表現が困難で、風俗史的な限界を打破るまでに至っていない。しかし今日われわれが持っている手段によって、技術と人とを併せ描くことは、困難でなく、可能である。

建造物修理に今後、より積極的に、計画性をもって、保存技術の映画的記録作成の推進を望むのは、私どものわがままであろうか。

\* \* \*

編集後記

○予算の季節が終わった。文化庁の予算は、二七八億円で、五十一年度に比べ四〇億円の増、一七%の伸びである。国の予算が二八兆円であるから、約〇・一%。  
 ○フランス文化庁のほうは、海外文化ニュースに記したように〇・五六%。早くフランス並みになりたいものである。  
 ○ユネスコ総会が昨年終わり、日本は二か年にわたり、五八億円を拠出することになった(国連へは年八一億円)。ユネスコ本部に勤務する日本人は二十一人。非常に少ない。

ジュネーブにある著作権の総本山のWIPO(世界的著作権機関)にも年八六〇万円の分担金を払っているが、日本の著作権界はまだ人を送っていない。  
 ○本号は、特別に増ページを行ったが、それでも次号にいくつかの記事をまわさざるを得なかった。  
 (大)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 ぎょうせい 営業課  
 TEL(〇三)二六八一二四一(代表)

「文化庁月報」 三月号

(通巻第一〇二号)

昭和52年3月25日印刷・発行

編集文化庁

〒100 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号  
 発行所 株式会社 ぎょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7丁目4番12号  
 営業所 〒162 東京都新宿区西五軒町52番地

電話 (〇三) 二六八一二四一(代表)  
 振替口座 東京 九一一六一番

印刷所 (株)行政学会印刷所

定価・一五〇円(送料二九円)  
 年間購読料 一、八〇〇円